

Q3

ディスポーザを使ってもいいの？



A3

条件を満たしたディスポーザを使って下さい。

条件を満たしたディスポーザとは、（公社）日本下水道協会が認証した「ディスポーザ排水処理システム」です。

「ディスポーザ排水処理システム」とは、ディスポーザで粉碎した生ごみを含む排水を、排水処理装置で処理してから下水道に流すもので、環境に与える負荷が増大しないことを目的とした設備です。

排水処理部のないディスポーザを使用すると、粉碎した野菜くずなどの生ごみがそのまま排水と一緒に流れ、宅地内の排水管や下水道を詰まらせたり、川や海を汚す原因となるので使用しないで下さい。

設置する場合は、排水設備の新設等の届出が必要です。

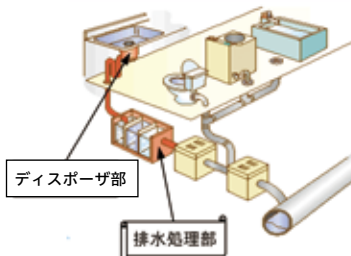
また、「ディスポーザ排水処理システム」の機能を正常に保つためには、適切な維持管理が必要です。

このため、「ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する計画書」などの提出をお願いします。

※ 届出は、各下水道事務所お客さまサービス課（裏表紙参照）までお願いします。

「ディスポーザ排水処理システム」には2つのタイプがあります。

生物処理タイプ



機械処理タイプ

